

令和8年2月2日

農林水産省

令和7年度のCPTPPに基づく関税割当品目【TWQ-JP9, TWQ-JP10, TWQ-JP11】の
第3回申請(申請期間令和7年9月1日から令和8年3月13日)の再割当枠について
(2月2日時点)

(単位:トン、小数点位以下四捨五入表示)

公表番号	品目名	再割当枠
TWQ-JP9	バター	0
TWQ-JP10	脱脂粉乳	409
TWQ-JP11	粉乳及びバターミルクパウダー	1,200

注:

- (1)バターについては、2月2日現在、割当可能な数量(再割当枠)はありませんが、割当て希望数量を申請することができます。
- (2)今後、返還される数量については、順次、再割当枠に算入し、令和7年9月1日からの申請順に審査の上、割当てを行います。
- (3)令和7年9月1日から令和8年3月13日までの間に行われた申請については、審査・割当てを受けるまで有効です。
- (4)割当てを希望する者は、申請期間内であれば、いつでも申請可能です。

【お問合せ先】

畜産局牛乳乳製品課

代表: 03-3502-8111 (内線) 4930

ダイヤルイン: 03-6744-2127

輸出・国際局国際経済課

代表: 03-3502-8111 (内線) 3469

ダイヤルイン: 03-6744-7165